

岩田食品株式会社 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

- 第1回 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間
- 第2回 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間
- 第3回 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内容

第1回

目標1 平成20年3月までに、育児休業制度の中の短時間勤務制度と介護休暇を現行より拡充（フレックスタイム制度、始終業の繰り上げ下げ、所定外労働免除を適用）する。

《対策》

- 平成17年4月～ 従業員のニーズを調査、制度の詳細に関する検討を開始する。
- 平成17年4月～ 現行の育児休業制度を改訂し、改訂した内容は労働組合の意見を聴取すると共に従業員に社内報、社内掲示板を利用して周知を図る。

目標2 平成20年3月までに、育児休業制度に再雇用特別措置を導入する。

《対策》

- 平成17年4月～ 従業員のニーズを調査、制度の詳細に関する検討を開始する。
- 平成19年4月～ 現行の育児休業制度を改訂し、改訂した内容は労働組合の意見を聴取すると共に従業員に社内報、社内掲示板を利用して周知を図る。

目標3 平成17年4月からインターンシップ等の企業内就労体験やハローワーク主催の学内キャリア探索プログラムに協力する。

《対策》

- 平成17年4月～ ハローワーク、学校等の要請により長期休暇（夏休み）の機会を利用してインターンシップを、本人の希望によりトライアル雇用を実施する。

第2回

目標1 平成27年3月までに育児休業の取得状況・制度利用状況を水準以上にする。

《対策》

- 平成22年4月～ 従業員のニーズを調査、育児休業の取得状況を分析し、制度の詳細に関する検討を開始する。
- 平成23年4月～ 既存の育児休業制度を改訂し、改訂した内容は労働組合の意見を聴取すると共に従業員に社内報、社内掲示板を利用して周知を図る。

第3回

目標1 平成32年3月までに育児休業の取得を水準以上に、及び配偶者男子の取得も推進する。

《対策》

平成27年4月～ 新・中途採用の研修においても育児・介護休暇の内容を説明し、取得の知識を植え付けるとともに、配偶者の男子においても取得できるよう周知をはかる。

平成29年4月～ 介護休暇が取得できる環境整備と周知をし、取得実績につなげる。

以 上